

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成 2 9 年第 2 回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成29年第2回定例会会議録

目 次

○開	会	2								
○議	長	選	挙	5						
○副	議	長	選	挙	6					
○副	管	理	者	選	挙	7				
○会	期	の	決	定	9					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	9
○議	案	第	1	号	9					
○議	案	第	2	号	10					
○議	案	第	3	号	11					
○議	案	第	4	号	11					
○議	案	第	5	号	13					
○議	案	第	6	号	15					
○議	案	第	7	号	15					
○一	般	報	告	16						
○一	般	質	問	16						
○閉	会	17								
○署	名	18								

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成29年第2回定例会会議録

平成29年10月20日（金）午前10時3分開議

議事日程

- 日程第 1 議長選挙
日程第 2 副管理者選挙
日程第 3 会期の決定
日程第 4 会議録署名議員の指名
日程第 5 議案第1号 専決処分（千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）
日程第 6 議案第2号 東葛中部地区総合開発事務組合暴力団排除条例の制定について
日程第 7 議案第3号 東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第4号 平成28年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算の認定について
日程第 9 議案第5号 平成29年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算について
日程第10 議案第6号 東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について
日程第11 議案第7号 東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について
日程第12 一般報告
日程第13 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のほかに次の事件を付した
副議長選挙

出席議員（6名）

1番 井崎義治君 2番 秋間高義君
3番 鬼沢徹雄君 4番 小泉文子君

5 番 星 野 順一郎 君

6 番 坂 卷 宗 男 君

説明のため議場へ出席した者

管理者	秋 山 浩 保 君	副管理者	星 野 順一郎 君
会計管理者	渡 邊 祐 康 君	事務局長	神 野 宏 美 君
主管者	中 村 泰 幸 君	主管者	飯 塚 修 司 君
主管者	渡 辺 健 成 君	総務課長兼場長	染 谷 誠 君

職務のため議場へ出席した者

総務課副主幹 吉 澤 誠 君

○

午前 10 時 3 分開会

○副議長（坂巻宗男君） ただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、平成 29 年第 2 回定例会を開会いたします。

○

午前 10 時 3 分開議

○副議長（坂巻宗男君） 直ちに会議を開きます。

○副議長（坂巻宗男君） まず初めに、定例会招集の挨拶並びに事業報告を求めます。秋山浩保管理者。

〔管理者 秋山浩保君挨拶〕

○管理者（秋山浩保君） 本日、ここに東葛中部地区総合開発事務組合議会平成 29 年第 2 回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

既に皆様御承知のとおり、本年 5 月 18 日開催の流山市議会平成 29 年第 1 回臨時会におきまして、秋間高義さんが議長に就任されました。また、本年 9 月 1 日開催の柏市議会平成 29 年第 3 回定例会におきまして、小泉文子さんが議長に就任されました。心からお祝いを申し上げ、市政発展のため今後の御活躍をお祈りいたしますとともに、本組合の運営につきましても御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会の開会に当たり、前定例会以降における組合の主要事業の進捗状況につきまして御報告いたします。

初めに、ウイングホール柏斎場に関してでございます。

昨年度作成いたしましたウイングホール柏斎場整備等基本計画におきまして、今後 20 年間の火葬件数推移等を算出し、増加する件数への対応を順次進めている所でございます。今後は、近隣住民の方々と充分な話し合いを行ない、御理解御協力をいただき、事業運営を進めてまいりたいと思っております。

次に、駐車場整備事業でございます。

現在、予定地の農地につきまして、地権者との協議も整い、農業振興地域整備計画からの除外申請も済ませ、千葉県からの同意を待っている状況でございます。このため、千葉県からの同意と、その後の農地転用の手続きが完了次第、整備工事に着手し、出来るだけ早期の完成を目指しております。しかし、軟弱地盤等であることから、安全を見て工期を延長し、時間をかけ地盤の安定を図る検討をしております。この整備事業に当たりましては、地元住民の方の御協力を始め、土の搬入において、北千葉広域水道企業団の御協力も得られることとなっております。

続きまして、みどり園改築等 P F I 事業でございます。

指定管理者大久保学園が実施する維持管理業務及び運営事業については、昨年度の実績について、みどり園指定管理者審査会を今年 1 1 日に実施し、平成 2 8 年度年間モニタリングの内容評価を、審査していただきました。審査等の結果は、おおむね良好との御判断をいただきましたが、詳細につきましては、ただいま最終的な取りまとめを行なっておりますので、まとまり次第公表してまいります。

引き続き、定期モニタリングを実施し、みどり園の管理・運営体制につきまして、万全を期し、利用者及び保護者の皆様が安心して、安全に過ごしていただけますよう、さらに監視体制の充実に努めてまいります。

次に、平成 2 8 年度一般会計決算についてでございます。

歳入につきましては、前年度比 2 . 7 % 減の 5 億 8 , 3 0 0 万円、歳出が前年度比 5 . 0 % 減の 5 億 3 , 8 4 0 万円となりました。実質収支額は、前年度比 1 , 5 8 0 万円増の 4 , 4 5 7 万円となりました。なお、その内の 2 , 3 0 0 万円を財政調整基金への積立てとし、今後の施設整備計画を含めた財政計画等に有効活用を図ってまいります。

今後も、関係市におかれましては、御協力、御支援を賜りながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、前定例会以降の各事業の取組について御報告いたします。

まず、みどり園についてです。

本年度において指定管理者が、外部の評価機関が実施する、福祉サービス第三者評価を受けました。結果は、おおむね良好でありましたが、改善点もあり、今後の事務組合モニタリング等において、助言・指導を行なってまいりたいと思います。

また、指定管理者からの提案事業として、共同生活援助事業のみどりの家にある予備室を、有効活用して短期入所の事業化を行ないたい提案がありました。今定例会に必要な条例改正案の議案を提案しておりますので、御審議をお願いいたします。

現在、みどり園においては生活介護における在籍人数は 8 0 人、みど

りの家の共同生活介護は20人で、合わせて計100人となっております。

短期入所事業は、本年1月から8月末日で、延べ242人、2,932日の利用となっております。

関係各位におかれましては、今後も一層の御支援をみどり園に賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ウイングホール柏斎場でございます。

現在、パッケージエアコンの空調設備改修工事を進めており、一部式場利用に御迷惑をお掛けしております。また、今年度内に火葬炉3基の設置工事も予定しております。今後も斎場施設を利用される方への利便性の向上とサービスの充実、安全な施設運営に努めてまいります。また、地元周辺町会で構成する布施斎場対策委員会に対しましては、今後の火葬需要や改修工事等につきまして、引き続き丁寧な説明を行なってまいります。

最後になりましたが、本日は、専決処分の承認を始め、暴力団排除条例の新規制定、決算の認定等の併せて7議案について御審議いただく予定となっております。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶並びに事業報告いたします。

以上でございます。

○副議長（坂巻宗男君） ここで御紹介をいたします。

ただいまの挨拶にもありましたように、去る平成29年5月18日に行われました、流山市議会平成29年第1回臨時会におきまして、議長選挙が行われ、秋間高義議員が当選されました。

また、平成29年9月1日に行われた、柏市議会平成29年第3回定例会におきまして議長選挙が行われ、小泉文子議員が当選されました。

組合規約第5条第2項の規定により、出席しておられますので、御紹介をいたします。

秋間高義議員の挨拶を許します。

〔2番議員 秋間高義君挨拶〕

○2番議員（秋間高義君） 皆様こんにちは。ただいま御紹介がございましたとおり、先の臨時会におきまして流山市議会議長に就任いたしました秋間高義でございます。

本日、初めて東葛中部地区総合開発事務組合平成29年第2回定例会に出席をさせていただきました。しっかり職責を果たしてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○副議長（坂巻宗男君） 続きまして、小泉文子議員の挨拶を許します。

〔4番議員 小泉文子君挨拶〕

○4番議員（小泉文子君） 皆様おはようございます。9月議会で柏市議会議長に就任いたしました小泉文子と申します。

私も初めての組合議会ですので、わからないことも多いですが皆様に教わりながら一生懸命やらせていただきたいので、今後ともよろしくお願いいたします。

○副議長（坂巻宗男君） 日程に入るに先立ち御報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また、監査委員から平成29年1月分から6月分に関する例月現金出納検査の結果報告及び平成28年度定期監査の結果報告がありました。

いずれも各位のお手元に配付の印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○副議長（坂巻宗男君） 日程に入ります。

○

○副議長（坂巻宗男君） 日程第1、議長選挙を議題に供します。

議長が組合同規約第6条第2項第2号の規定により、平成29年5月18日をもって議長の職でなくなったので、会議規則第9条の規定により選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「副議長」と呼ぶ者あり。〕

○3番議員（鬼沢徹雄君） 副議長。

○副議長（坂巻宗男君） 鬼沢徹雄議員。

○3番議員（鬼沢徹雄君） はい。

議長選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいので、お諮りをお願いします。

○副議長（坂巻宗男君） お諮りいたします。

ただいま鬼沢徹雄議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（坂巻宗男君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

鬼沢徹雄議員を、議長の指名推選者にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（坂巻宗男君） 御異議なしと認めます。

よって、鬼沢徹雄議員において指名することに決しました。

鬼沢徹雄議員。

○3番議員（鬼沢徹雄君） はい。

議長には、我孫子市議会議長の坂巻宗男議員を指名推薦したいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○副議長（坂巻宗男君） お諮りいたします。

議長には、鬼沢徹雄議員において指名推選がありました、我孫子市議会議長の私、坂巻宗男ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（坂巻宗男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、我孫子市議会議長の坂巻宗男が議長に当選をいたしました。

ただいま、議長に当選しました坂巻宗男が場内におりますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

○副議長（坂巻宗男君） 私は当選を受諾いたします。

ここで御挨拶を申し上げます。

〔議長 坂巻宗男君挨拶〕

○議長（坂巻宗男君） ただいま皆様の御推挙によりまして、組合の議長に就任することになりました坂巻です。円滑な議会運営に努めたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○

○議長（坂巻宗男君） ただいま、副議長が議長に当選いたしましたので、副議長が欠員となりました。

この際、会議規則第8条の規定により副議長選挙を日程に追加し選挙を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○2番議員（秋間高義君） 議長

○議長（坂巻宗男君） 秋間高義議員。

○2番議員（秋間高義君） はい。

副議長選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（坂巻宗男君） お諮りいたします。

ただいま、秋間高義議員から指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

秋間高義議員を、副議長の指名推選者にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君） 御異議なしと認めます。

よって、秋間高義議員において指名することに決しました。

秋間高義議員。

○2番議員（秋間高義君） はい。

副議長には柏市議会議長の小泉水子議員を指名推選いたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（坂巻宗男君） お諮りいたします。

副議長には、秋間高義議員において指名推選のありました、柏市議会議長の小泉水子議員ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、柏市議会議長であります、小泉水子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小泉水子議員が場内におられますので、本席から会議規則第11条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました、小泉水子議員の挨拶を許します。

〔4番議員 小泉水子君挨拶〕

○4番議員（小泉水子君） ただいま副議長に御推挙いただきました小泉水子と申します。議長をサポートいたしまして、円滑な議会運営をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○

○議長（坂巻宗男君） 日程第2、副管理者選挙を議題に供します。

副管理者が組合規約第8条第1項の規定により、平成29年10月16日をもって副管理者の職でなくなったので副管理者が空席となっております。

組合規約第7条第2項の規定により、選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○1番議員（井崎義治君）議長。

○議長（坂巻宗男君）井崎義治議員。

○1番議員（井崎義治君）副管理者の選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（坂巻宗男君）お諮りいたします。

ただいま井崎義治議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君）御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

井崎義治議員を、副管理者の指名推選者にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君）御異議なしと認めます。

よって、井崎義治議員において指名することに決しました。

井崎義治議員。

○1番議員（井崎義治君）副管理者には、我孫子市長の星野順一郎議員を指名推選したいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

○議長（坂巻宗男君）お諮りいたします。

副管理者には、井崎義治議員において指名推選のありました、我孫子市長の星野順一郎議員ということでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君）御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、我孫子市長であります星野順一郎議員が副管理者に当選をされました。

ただいま副管理者に当選されました、星野順一郎議員が場内におられますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副管理者に当選されました、星野順一郎議員の挨拶を許します。

〔副管理者 星野順一郎君挨拶〕

○副管理者（星野順一郎君） 我孫子の星野でございます。引き続き、組合のほうは、管理者を支えながら進めてまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂巻宗男君） 暫時休憩いたします。
午前10時17分休憩

○

午前10時18分再開

○議長（坂巻宗男君） 会議を再開いたします。

○

○議長（坂巻宗男君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決まりました。

○

○議長（坂巻宗男君） 日程第4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、議長において、井崎義治議員及び鬼沢徹雄議員を指名いたします。

○

○議長（坂巻宗男君） 日程第5、議案を上程いたします。

議案第1号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻宗男君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案第1号は、専決処分についてでございます。

議案書の1ページを御覧ください。

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を改正する規約の制定に関する関係地方公共団体との協議について専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、3ページを御覧下さい。

千葉県市町村総合事務組合の共同処理事務に、軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付の事務を加えることと共同処理する団体を加えるものでございます。

簡単でございますが以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂巻宗男君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第1号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂巻宗男君） 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認をされました。

○

○議長（坂巻宗男君） 日程第6、議案第2号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻宗男君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書の5ページを御覧ください。

議案第2号は、東葛中部地区総合開発事務組合暴力団排除条例の制定についてでございます。

本条例は、住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的として制定するものです。

6ページを御覧ください。

内容としましては、暴力団の排除に関し、第4条に「基本理念」を定め、第5条に「組合の責務」を、第6条に「事業者の責務」を設けて、暴力団の排除に関する基本的施策、その他必要事項を定めることにより、千葉県、関係市及び関係機関と連携を図り暴力団の排除を推進するものであります。

なお、この条例の施行は、平成30年1月1日とするものでございます。

何卒御賛同賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂巻宗男君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂巻宗男君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（坂巻宗男君） 日程第7、議案第3号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻宗男君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書11ページを御覧ください。

議案第3号は、東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

12ページを御覧ください。

これは、みどりの家の短期入所に係る事業を追加しようとするものです。

現在、みどりの家では共同生活援助の定員が20人でございます。それに、短期入所として2人を新たに設け、利用される方の食事の提供に要する費用と光熱水費等の費用を設定しようとするものです。

みどりの家には、壺番館、式番館とも予備室がそれぞれ1室ずつございます。その予備室を活用して、短期入所事業を行い、需要に応えようとする指定管理者からの提案に基づくものでございます。

なお、この条例の施行は平成30年1月1日とするものです。

何卒御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂巻宗男君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂巻宗男君） 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（坂巻宗男君） 日程第8、議案第4号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻宗男君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案第4号は、平成28年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算の認定について、監査委員の意見を付して認定を求めようとするものでございます。

それでは、概要について説明をさせていただきます。

議案の別冊、平成28年度歳入歳出決算書を御覧ください。

1ページでございます。一般会計決算総覧でございます。

歳入につきましては、予算現額5億7,581万1,000円に対しまして、収入済額5億8,296万6,937円で、予算現額と収入済額との比較では、715万5,937円の増となり、予算現額に対しまして収入割合は101.2%となりました。

歳出は、予算現額5億7,581万1,000円に対しまして、支出済額5億3,839万5,042円で、不用額として3,741万5,958円となり、予算現額に対しまして支出割合は93.5%となりました。

この結果、歳入歳出差引残高は、4,457万1,895円となりました。

次に、2ページをお開きください。歳入歳出総括表の歳入です。予算現額に対しまして、収入済額が減となりました主なものは、2款の使用料及び手数料でございまして、約137万円の減でございます。

これは、衛生使用料のうち式場使用料が、約94万円の増になりましたが、霊柩車使用料が約159万円の減と、霊安室使用料の約65万円の減があり、合わせて約137万円の減となりました。

続いて7款の繰越金は、前年度からの純繰越金が当初予算額より増え、金額としまして約775万円の増となりました。

続きまして、歳出でございます。

主なものは、総務費の約1,349万円の不用額がございまして。この要因は、職員の退職に伴う人事異動による総務課職員の減による人件費の給料、職員手当、共済費の未支出によるものでございます。

また、衛生費は約1,684万円でございます。要因としまして、需用費における光熱水費の不用額が約1,050万円生じました。これは、ウイングホール場内の照明をLED化に変更してきていることや、都市ガス供給契約の変更による単価が抑えられたことによる減が要因となります。

これらの結果、歳入歳出差引額4,457万1,895円につきましては、事務組合財政調整基金条例第2条第2項により、一般会計決算余

剰金の2分の1以上にあたる2,300万円を財政調整基金へ積立て、残りの約2,157万円を翌年度に繰越しとさせていただきました。

次に、財産に関する調書でございます。16ページを御覧ください。こちらの公有財産の土地及び建物については増減がございませんでした。続きまして、17ページ、18ページは備品でございます。今まで1品30万円以上の記載のものを、28年度からは1品50万円以上に改めました。決算年度中の増減高は、18ページ斎場施設の2項目に増減がございます。

続いて19ページにまいりまして、基金でございます。財政調整基金には、平成27年度の決算余剰金のうち2,000万円を積立て、年度末積立額1億2,276万8,929円となりました。また、施設整備基金には、平成28年度に補正予算により2,159万9,000円を積立て1億2,176万4,118円となりました。

簡単ではございますが、平成28年度歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

なお、先日、監査委員による決算審査を受けた際に、監査委員からは、内容について適正に処理されており、予算については厳密に算出しているとの講評を頂きました。しかしながら、人件費と需用費の光熱水費について、多額の不用額が発生していることから、十分、精査を行なうようにとの御意見も頂いております。

事務組合としましては、今後、ウイングホール柏斎場の施設維持管理に係わる経費の軽減、平準化を図りながら、基金の有効的な活用及び効率的な事業運営を進めて、市負担金の抑制に反映されるよう務めてまいりたいと考えております。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂巻宗男君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。
発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第4号を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂巻宗男君） 挙手全員でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり認定されました。

○

○議長（坂巻宗男君） 日程第9、議案第5号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻宗男君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書19ページでございます。

議案第5号は、平成29年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を定めようとするものでございます。

20ページを御覧ください。

補正の内容といたしましては、歳入歳出予算をそれぞれ1,544万8,000円増額し、総額を8億8,423万円にしようとするものです。

第2条の繰越明許費は、22ページにウイングホール柏斎場の駐車場整備事業費として、3,271万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、24ページを御覧ください。

まず、歳出におきまして、斎場事業費の駐車場整備工事に1,544万8,000円を補正予算として計上するものです。

これは、現在進めております駐車場の整備に、当初見込んでいなかった工事が増えたことによるものです。主な内容といたしましては、関係各機関からの指導により、ウイングホールへの往来に必要な階段の設置と、駐車場に隣接する行き止まりの柏市道のかさ上げ工事等が必要になったものです。

また、繰越明許費を設定するのは、対象地が田と畑のため、農業振興地域の適用除外申請に日数を要していることや、軟弱地盤であるため安全を考えて十分な時間を掛ける必要が有るため、工事の着工の遅れや工期の延長となり、年度内竣工が難しいためでございます。

それに対します歳入につきましては、施設整備基金を繰入金として、同額の1,544万8,000円を計上いたしました。

何卒御賛同賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂巻宗男君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂巻宗男君） 挙手全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻宗男君） 日程第10、議案第6号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻宗男君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書の25ページを御覧ください。

議案第6号は、東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任についてでございます。

東葛中部地区総合開発事務組合同規約第10条第2項の規定により、優れた識見を有する者として、監査委員の選任を行ない、同意を得ようとするものでございます。

現在の監査委員の任期が、本年12月24日まででございますので、その後任といたしまして新たに選任をするものです。

26ページを御覧ください。

選任を予定しております方は、柏市に在住の公認会計士の山崎直人さんでございます。山崎直人さんは、柏市の外郭団体において監査等に携わっており、当事務組合においても指定管理者の財政状況調査をお願いしております。任期は、組合同規約第10条第4項の規定により、本年12月25日から4年間となります。

何卒御賛同賜りたく、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂巻宗男君） 議案第6号につきましては人事案件でございますので、質疑・討論を省略して採決を行いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻宗男君） ないものと認めます。

よって、議案第6号を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂巻宗男君） 挙手全員でございます。

よって、議案第6号は原案のとおり同意されました。

○議長（坂巻宗男君） 日程第11、議案第7号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻宗男君） ここで地方自治法第117条の規定により、秋間高義議員の退席を求めます。

〔秋間高義議員退席〕

○議長（坂巻宗男君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書の27ページを御覧ください。

議案第7号につきましては、東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任についてでございます。

28ページを御覧ください。

監査委員として、流山市議会議長であります秋間高義氏を選任いたしたく、東葛中部地区総合開発事務組合同規約第10条第2項の規定により、同意を求めようとするものでございます。

何卒御賛同賜りたく、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂巻宗男君） 議案第7号につきましては人事案件でございますので、質疑・討論を省略して採決を行いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻宗男君） ないものと認めます。

よって、議案第7号を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂巻宗男君） 挙手全員でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり同意されました。

秋間高義議員の除斥を解きます。

〔秋間高義議員着席〕

○

○議長（坂巻宗男君） 日程第12、一般報告を行います。

お諮りします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○

○議長（坂巻宗男君） 日程第13、一般質問を行います。

質問を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（坂巻宗男君） ないものと認めます。

よって、一般質問を終結いたします。

○議長（坂巻宗男君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会平成29年第2回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前10時35分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

平成29年11月16日

議会議長 坂 卷 宗 男

議会議員 井 崎 義 治

議会議員 鬼 沢 徹 雄

資料

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

東葛中部地区総合開発事務組合
平成 2 9 年第 2 回定例会

議案第 1 号～議案第 7 号

東葛中部地区総合開発事務組合

専決処分について

地方自治法第 292 条において準用する第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 10 月 20 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議したので提案する。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

平成29年10月 5日

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山 浩 保

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて，地方自治法第286条第1項の規定により，関係地方公共団体と協議する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付

別表2に次のように加える。

第3条第1項 第16号に掲げる事務	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
----------------------	---

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合暴力団排除条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合暴力団排除条例を次のとおり制定する。

平成29年10月20日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

暴力団の排除を推進し、住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与する目的で条例を定めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに東葛中部地区総合開発事務組合（以下「組合」という。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 事業者 組合の所管する業務内で事業活動を行う法人その他の団体又は事業活動を行う場合における個人をいう。

(運用上の注意)

第3条 この条例の運用に当たっては、住民及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(基本理念)

第4条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が住民生活及び事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進するものとする。

2 暴力団の排除は、組合並びに組合を組織する柏市、流山市、我孫子市（以下「関係市」という。）並びに事業者その他関係機関及び関係団体の連携及び協力の下に、推進するものとする。

(組合の責務)

第5条 組合は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

2 組合は、前項の施策の推進に当たっては、国、千葉県（以下「県」という。）、関係市、その他関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

3 組合は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県又は組合の事業区域を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）に対し、当該情報を提供するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業活動に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、第5条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業活動に関し、暴力団員等による不当な要求があったときは、組合に対する相談その他の当該不当な要求を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、組合に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（組合の事務等からの暴力団の排除）

第7条 組合は、公共工事その他の組合の事務又は事業（以下この条において「組合の事務等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（第3項において「暴力団密接関係者」という。）を組合の事務等から排除するため、組合が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 組合の管理者は、前項の措置を講ずる必要があると認めたときは当該措置を講ずるために必要な事項について、千葉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くことができる。

3 組合は、組合の事務等に関して、その契約の相手方に対し、当該組合の事務等により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求

めるものとする。

(利益供与の禁止)

第8条 事業者は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことの対償として、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与（金品その他財産上の利益の供与をいう。次項において同じ。）をしてはならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は暴力団の運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与をしてはならない。

(事業者等に対する支援)

第9条 組合は、事業者及び関係団体（以下「事業者等」という。）が基本理念にのっとり暴力団の排除に取り組むことができるよう、事業者等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広報活動の充実等)

第10条 組合は、暴力団の排除についての事業者等の関心及び理解を深めるため、暴力団の排除に関する広報活動の充実、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県等への協力)

第11条 組合は、県及び関係市（以下この条において「県等」という。）の求めに応じ、県等が実施する暴力団の排除に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

(管轄署との連携)

第12条 組合は、第9条に規定する支援及び第10条に規定する措置を講ずるに当たっては、管轄署との連携を図るものとする。

2 組合は、警察本部長が暴力団の排除に関わったことにより暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対して講ずる保護の措置について、必要な協力を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 10 月 20 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

みどりの家で行う事業に，短期入所事業を加えたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例（平成22年東葛中部地区総合開発事務組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表定員の欄中「20人」を「共同生活援助 20人
短期入所 2人」に改める。

第3条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 短期入所事業

別表

「

区分	額
食材料費	1月当たり16,000円
家賃	1月当たり20,000円
光熱水費	1月当たり5,000円
日用品費	1月当たり4,000円
年金及び預貯金の管理，小遣いの出納並びに医療費助成申請，年金の現況届，自立支援給付に係る収入申告及び都道府県民税又は市町村民税若しくは特別区民税の申告の代行に係る費用	1月当たり3,000円
上記以外の費用であって，共同生活介護事業において提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用	1件当たり 実費

」

を

「

	区分		額
共同生活援助事業を利用する者	食材料費		1月当たり 16,000円
	家賃		1月当たり 20,000円
	光熱水費		1月当たり 5,000円
	日用品費		1月当たり 4,000円
	年金及び預貯金の管理，小遣いの出納並びに医療費助成申請，年金の現況届，自立支援給付に係る収入申告及び都道府県民税又は市町村民税若しくは特別区民税の申告の代行に係る費用		1月当たり 3,000円
	上記以外の費用であって，共同生活介護事業において提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用		1件当たり 実費
短期入所事業を利用する者	食事の提供に要する費用	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者	朝食1食あたり 176円
			昼食1食あたり 235円
			夕食1食あたり 235円
		上記以外の者	朝食1食あたり 422円
			昼食1食あたり 563円
			夕食1食あたり 563円
	光熱水費		1日当たり 164円

	日用品費	1日当たり 131円
	上記以外の費用であって短期入所事業において提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用	1件当たり 実費

」

に改める。

附 則

この条例は平成30年1月1日から施行する。

平成28年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算の認定について

平成28年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して次のとおり認定を求める。

平成29年10月20日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

平成 2 8 年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算書
(別冊)

平成 29 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算について

平成 29 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を
次のとおり定める。

平成 29 年 10 月 20 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

平成29年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算（第1号）

平成29年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,448千円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ884,
230千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越
して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」によ
る。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		60,000	15,448	75,448
	1 基金繰入金	60,000	15,448	75,448
歳 入 合 計		868,782	15,448	884,230

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 衛生費		652,123	15,448	667,571
	1 保健衛生費	652,123	15,448	667,571
歳 出 合 計		868,782	15,448	884,230

第2表 繰越明許費

			(単位 千円)
款	項	事業名	金額
衛生費	保健衛生費	駐車場整備事業	32,714

東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について

次の者を東葛中部地区総合開発事務組合監査委員に選任したいから、その同意を求める。

平成 29 年 10 月 20 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

東葛中部地区総合開発事務組合同規約第 10 条第 2 項の規定により、議会の同意を得るため提案する。

1 住所 柏市花野井442-15

2 氏名 山崎直人

3 生年月日 昭和29年8月12日

東葛中部地区総合開発事務組合監査委員の選任について

次の者を東葛中部地区総合開発事務組合監査委員に選任したいから、その同意を求める。

平成29年10月20日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

提案理由

東葛中部地区総合開発事務組合同規約第10条第2項の規定により、議会の同意を得るため提案する。

1 住所 流山市前ヶ崎 6 9 4 - 1 6 - 2 0 1

2 氏名 秋 間 高 義

3 生年月日 昭和 3 1 年 2 月 7 日

